

## 七尾市告示第 230 号

七尾市私道復旧補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 12 月 12 日

七尾市長 茶 谷 義 隆

### 七尾市私道復旧補助金交付要綱

#### (趣旨)

第 1 条 この告示は、令和 6 年能登半島地震（以下「地震」という。）による被害からの早期の復興と被災者の負担の軽減を図るため、私道の復旧に要する費用に対し、予算の範囲内で七尾市私道復旧補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、七尾市補助金交付規則（平成 16 年七尾市規則第 44 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私道 公簿上の地目を問わず、個人又は民間団体が所有し、及び管理している土地を道路として使用している区域をいう。
- (2) 公道 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する道路及び地方公共団体が管理する農道、林道、河川管理用道路、里道等のうち一般交通の用に供するものをいう。
- (3) 集落等 一定の土地に 2 戸以上の社会的まとまりが形成された、住民生活の基本的な地域単位をいう。
- (4) 復旧工事 地震による私道被害に対して、原形に復旧することを基本とした工事をいう。

#### (対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす私道を管理する自治会又は集落等とする。

- (1) 地震により被害を受けたものであること。
- (2) 一般交通の用に供しているものであること。
- (3) 公道に接続するものであること。
- (4) 幅員がおおむね1.8 m以上であること。
- (5) 所有者の異なる住宅が連たんして2戸以上建ち並んでいるものであること。
- (6) 自治会又は集落等で維持管理しているものであること。

(対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、前条に規定する対象者が行う復旧工事（当該工事に関する調査及び設計を含む。以下同じ。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 対象者が行う復旧工事の施工に要した額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下「対象工事实額」という。）が50万円以上であること。
- (2) 施工範囲が、地震により被災した私道で2戸以上の住宅が利用する部分であること。
- (3) 第6条の規定による補助金の交付申請の日から起算して1年以内に完了するものであること。

2 前項に規定する要件を備えていることを確認できる場合は、補助金の交付決定前に事業に着手し、又は完了している場合も補助金の交付対象とする。この場合において、事業が完了しているときは、前項第3号の規定は適用しない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象工事实額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1,200万円を上限とする。

2 七尾市生活道路整備事業補助金交付要綱（平成16年七尾市告示第93号）により七尾市生活道路整備事業補助金の交付を受ける場合は、当該補助金の額を対象工事实額から控除するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象者（当該私道が2以上の者の共有に属するときは、その代表者。以下「申請者」という。）は、七尾市私道復旧補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければな

らない。

- (1) 位置図
- (2) 被災状況が確認できる資料
- (3) 平面図、標準断面図等の対象工事の設計図書
- (4) 対象工事の見積書の写し及び工事費内訳書
- (5) 私道の登記全部事項証明書及び公図の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果を七尾市私道復旧補助金交付決定通知書（様式第2号）又は七尾市私道復旧補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定に条件を付することができる。

(報告)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を決定した申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、対象工事の進捗状況について報告を求めることができる。

(工事の内容変更等)

第9条 交付決定者は、交付決定を受けた対象工事の内容を変更し、又は対象工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、七尾市私道復旧補助金変更承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、七尾市私道復旧補助金交付決定変更（取消）通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(工事の完了)

第10条 交付決定者は、対象工事が完了したときは、速やかに七尾市私道復旧補助金工事完了届（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書等の写し

(2) 対象工事の完成図書（完成図、写真等）

(3) その他市長が必要と認める書類

（現場審査及び補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による完了届の提出があったときは、速やかに現場審査を行い、対象工事が設計図書（第9条第1項の規定による内容変更等に係る書面を含む。次項及び第3項において同じ。）の内容に適合しているか否かを審査するものとする。

2 市長は、審査の結果、対象工事が設計図書の内容に適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、七尾市私道復旧補助金交付額確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、対象工事が設計図書の内容に適合していないと認めるときは、交付決定者に対し設計図書の内容に適合させるための措置を講じるよう指示することができる。

4 交付決定者は、前項の規定による指示があったときは、当該指示に従って措置を講じ、市長の再審査を受けなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の再審査について準用する。

（請求及び交付）

第12条 前条第2項の規定による補助金の額の確定に係る通知を受けた交付決定者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に七尾市私道復旧補助金交付請求書（様式第8号）に対象工事实額の全額を工事施工者等に支払ったことが分かる領収書等の書面を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、交付決定者が補助金の交付後15日以内に工事施工業者等へ対象工事实額の全額を支払い、遅滞なく市長に領収書を提出する旨の誓約書をもって、領収書等の書面に代えることができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消すことができる。

(1) 正当な理由がなく、対象工事を著しく遅延し、又は廃止したとき。

- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 第7条第2項の規定による補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) この告示の規定に違反したとき。
- (5) 補助金の交付決定後に対象工事でないことが判明したとき。
- (6) その他市長が補助金の交付決定を取消すことが適当と認めるとき。

2 市長は、補助金の交付決定を取消したときは、七尾市私道復旧補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（書類の整備等）

第14条 交付決定者は、補助金及び対象工事に係る書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

（賠償責任）

第15条 対象工事により生じた損害については、市は、その責を負わない。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。